

日本照明工業会ガイド B012 『水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン』の発行について

このガイドは、経済産業省及び環境省が公開した「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」（以降、政府ガイドラインという。）⁽¹⁾を受けて、（一社）日本照明工業会が、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（以下「法」という。）第18条⁽²⁾に基づく水銀使用ランプの製造・輸入事業者による努力義務達成に資することを目的に作成・公開したものです。

水銀使用ランプの製造・輸入事業者の皆様におかれましては、このガイドに則り、水銀等に関する情報提供に努めていただきますようお願いいたします。

注(1) 政府ガイドラインは、下記 URL から閲覧可能。

<http://www.meti.go.jp/press/2016/09/20160915003/20160915003.html>

注(2) 法第18条は、事業者の責務として「水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することに資する情報を提供するように努めなければならない。」としている。

問い合わせ先：一般社団法人 日本照明工業会 技術部
TEL 03-6803-0501